八雲町告示第140号

町道路線の変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第3項の規定に基づき、町道路線を次のとおり変更する。 その関係図面は、八雲町において一般の縦覧に供する。

令和6年9月5日

八雲町長 岩村 克詔

路線番号	新旧	起点	重要な経過地	延長	備考
路線名	別	終点	至久 6/压起行	(m)	VII.3 - 3
13184	旧	起 八雲町春日33番1地先	学林橋、賀呂1号橋、音 名川3号橋、道道八雲 北桧山線	5,591.80	
		終 八雲町春日595番地先			
音名川線	新	起 八雲町春日46番1地先	学林橋、賀呂1号橋、音 名川3号橋、道道八雲 北桧山線	5,584.67	
		終 八雲町春日595番地先			